

秩父市公共施設等総合管理計画

(案)

(四訂版)

令和8年3月

埼玉県秩父市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1. 本市の現状	3
(1) 人口の推移	
(2) 財政状況	
2. 公共施設等の現状と課題	8
(1) 公共施設（ハコモノ）	
(2) インフラ資産	

第3章 総合管理計画推進方針

1. 公共施設等総合管理計画推進における3つの改革	18
(1) 量の改革	
(2) 質の改革	
(3) 歳入確保	
2. 取組体制	20
(1) 庁内の推進体制	
(2) 財政部門との連携	
3. 実施方針	21
(1) 公共施設・インフラ資産共通事項	
(2) 公共施設	
(3) インフラ資産	
4. 公共施設等の施設類型ごとの取組方針	25
(1) 公共施設	
(2) インフラ資産	
5. 維持管理・更新等に係る経費	33
(1) 普通会計（一般会計）	
(2) 特別会計	
(3) 公営企業会計	
6. 過去の対策実績	39
(1) 長寿命化改修	
(2) 統廃合	
(3) 複合化・転換	
(4) 広域化	

(5) その他	
(6) 普通会計（一般会計）ハコモノの削減状況の推移	
7. 計画推進に向けて	41
(1) 市民との協働	
(2) 議会の同意と参画	
(3) PPP／PFIの活用	
(4) 他団体等との連携	
(5) 公会計との連携	

第1章 公共施設等総合管理計画とは

1. 計画策定の背景

近年、地方公共団体の保有する公共施設等の老朽化への対応が大きな課題となっています。公共施設に対して耐震化や適切なメンテナンスなどを行わないまま、老朽化した施設が増えると、重大な事故などの発生する危険性が高まります。

また、人口の減少や人口構成の変化により、公共施設等のあり方が大きく変化することが予想されます。例えば、子どもの数が減ることにより、学校に余裕教室が増加することや、今まで以上に高齢者に必要な施設が求められることなどがあげられます。

本市の公共施設についても、平成27年（2015年）4月時点においてその約4割が既に完成後30年以上を経過し、老朽化が進んでいるとともに、人口の減少や少子高齢化が進行しています。

さらに、本市は平成17年（2005年）4月に合併をしていることから、同種の施設が複数存在するという状況もあります。

一方、地方交付税の合併算定替の終了や、今後、労働人口が減ることに伴う税収の減少などを総合的に判断すると、老朽化施設の補修や建て替え、あるいは施設の維持管理の費用が、今後の本市の財政を圧迫すると想定しています。

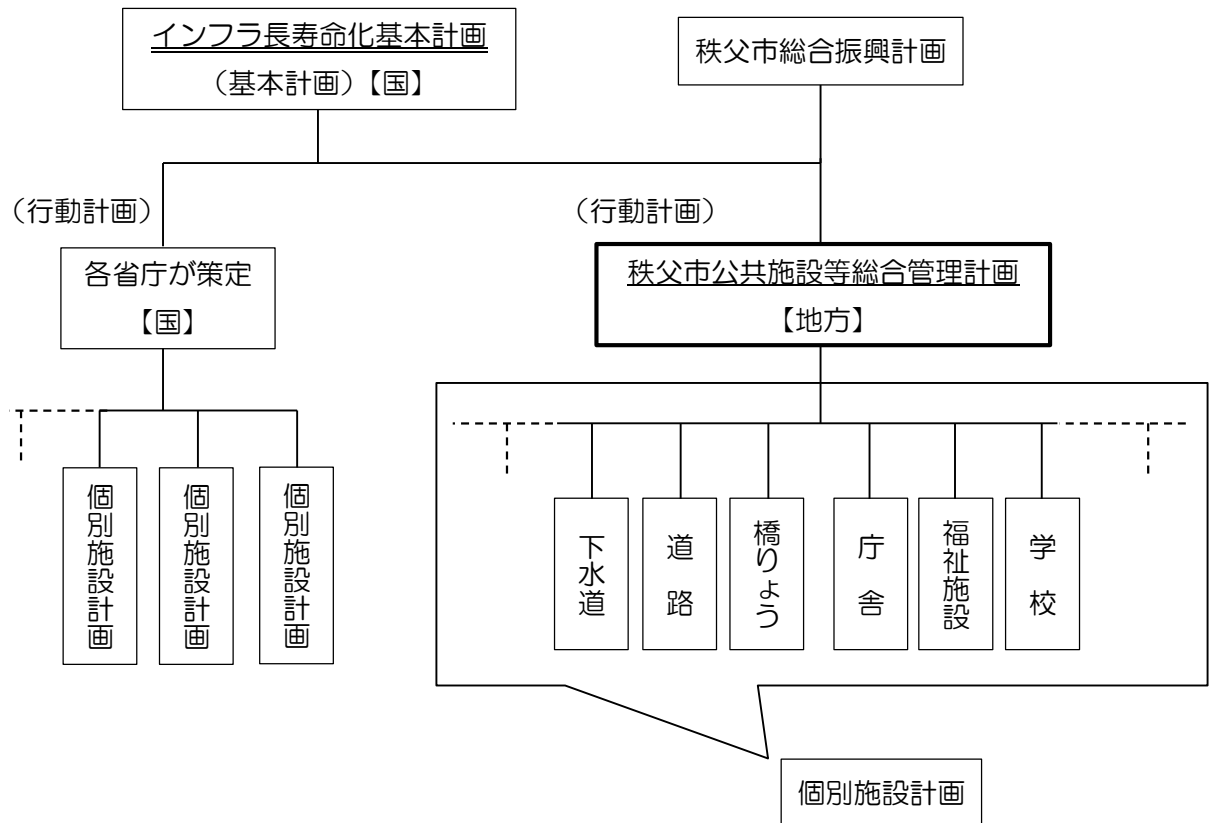
このような状況の中、国においては「インフラ長寿命化基本計画（平成25年（2013年）11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請しています。

このため、本市においても施設の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、可能な限り公共施設等の機能を維持しつつ、できる限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「秩父市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は「インフラ長寿命化基本計画」で示された、市が策定すべきインフラ長寿命化計画（行動計画）に位置づけます。

＜計画の位置づけのイメージ＞



3. 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の整備、改修、管理運営が中長期に及ぶことを考慮して、平成 28 年度（2016 年度）からの 30 年間とします。

30 年間にわたる計画のため、基本的に 10 年ごとに検証、見直しを行います。原則として Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）で行ないます。

これにより、継続的なマネジメントを目指し、データ更新や目標の再設定に対応していきます。

社会情勢の変化の対応や上位計画である秩父市総合振興計画の改訂などで見直しが必要となった場合は PDCA サイクルの途中であっても柔軟に対応していきます。

見直しが必要と判断した場合は、適宜、市民や議会に必要な情報提供や協議を行います。

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1. 本市の現状

(1) 人口の推移

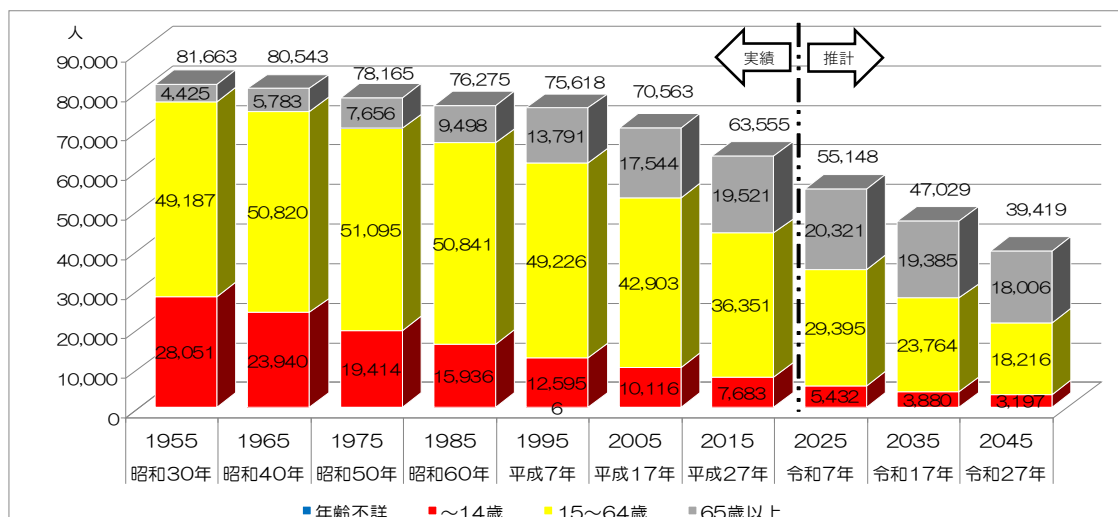
本市の人口（合併前については合算）は昭和35年（1960年）国勢調査の82,811人をピークに、以降徐々に減少しており、令和27年（2045年）には39,419人まで減少することが予想されています。

人口構成別にみると、生産年齢（15～64歳）人口は、昭和50年（1975年）が最も多く51,095人でしたが、令和27年（2045年）には64.3%減の18,216人に、年少（0～14歳）人口については、昭和30年（1955年）が最も多く28,051人でしたが、令和27年（2045年）には88.6%減の3,197人に減少すると推計されています。

一方、老年（65歳以上）人口については、昭和30年（1955年）の4,425人から年々増加してきましたが、令和2年（2020年）国勢調査の20,408人をピークに減少し、令和27年（2045年）には18,006人になると推計されています。

ただし、人口構成の推移をみると、令和7年（2025年）以降も一貫して老年人口の割合が増加していき、これまで以上の少子高齢化が進行することが予想されます。（グラフ2-2（P4）参照）

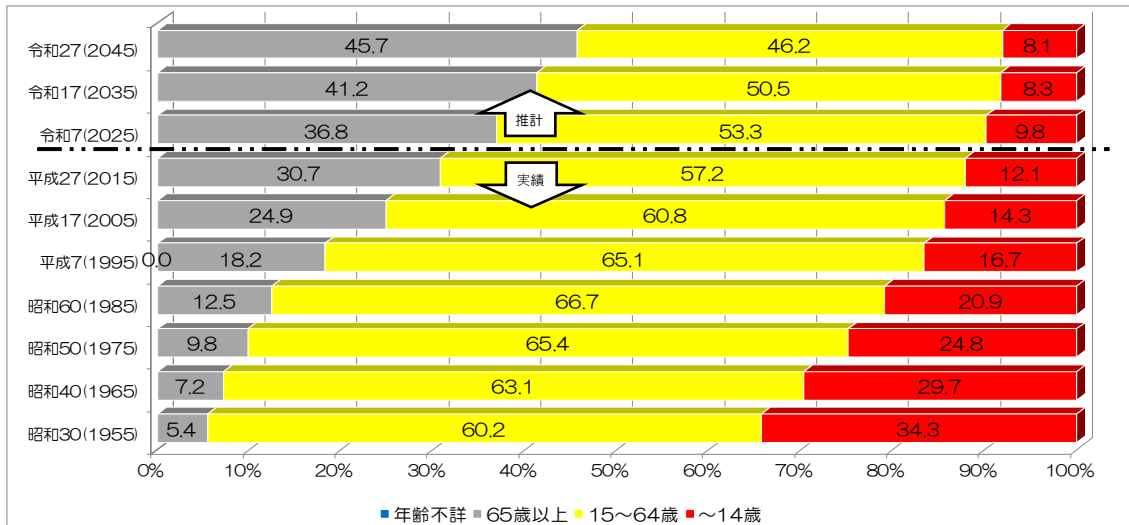
■【グラフ2-1】秩父市の人口推移



※人口は国勢調査人口。

※推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

■【グラフ 2-2】秩父市の人口構成推移



※端数処理の関係上、合計が合わない場合があります。

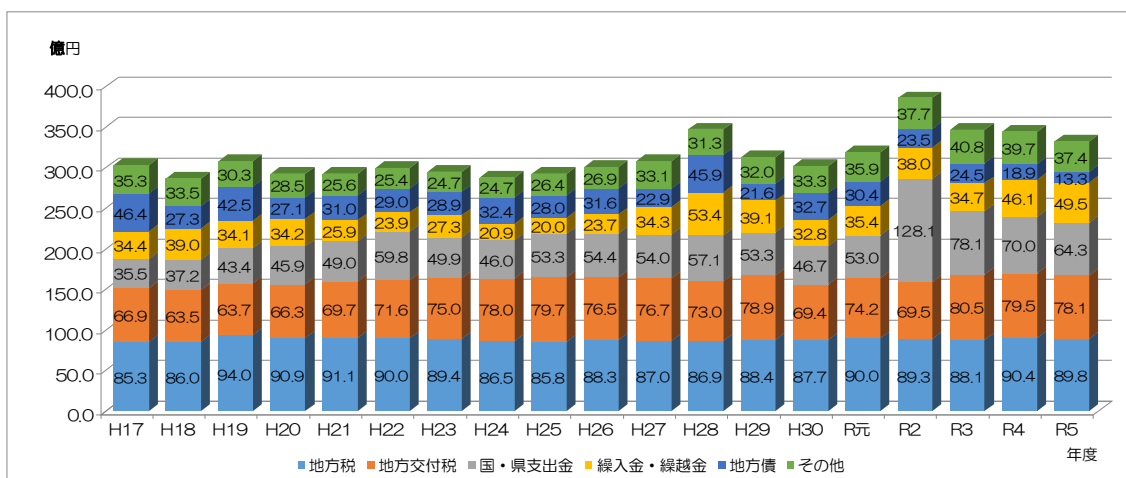
(2) 財政状況

① 歳入歳出の推移

【歳入】

市町村合併以降の普通会計(※1)歳入の推移をみると、総額ではほぼ横ばい傾向になっています。しかし、地方税は、平成19年度(2007年度)の94億円をピークに増減を繰り返し、令和5年度(2023年度)は89.8億円に減少しています。一方で地方交付税は、平成17年度(2005年度)に66.9億円でしたが、令和5年度(2023年度)には78.1億円に増加していることから、国への財源依存度が高い水準で維持していることがわかります。

■【グラフ2-3】普通会計歳入の推移

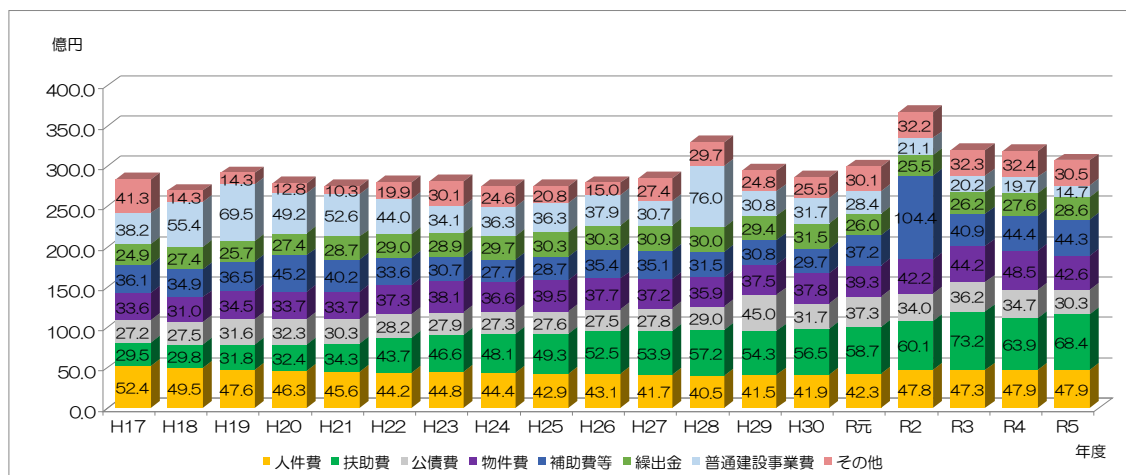


※1：普通会計とは、個々の地方公共団体ごとに一般会計や各特別会計の範囲が異なる等のため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

【歳出】

市町村合併以降の普通会計歳出の推移をみると、総額では歳入同様ほぼ横ばい傾向になっています。人件費は、平成 17 年度（2005 年度）に 52.4 億円でしたが、令和 5 年度（2023 年度）には 47.9 億円に減少しています。一方で扶助費の伸びが著しく、平成 17 年度（2005 年度）には 29.5 億円でしたが、令和 5 年度（2023 年度）には 68.4 億円と、約 2.3 倍となっています。このようなことから、投資的経費（※2）に充てることができる財源が限られてきていることがわかります。

■【グラフ 2-4】普通会計歳出の推移



② 普通建設事業費（※3）の推移

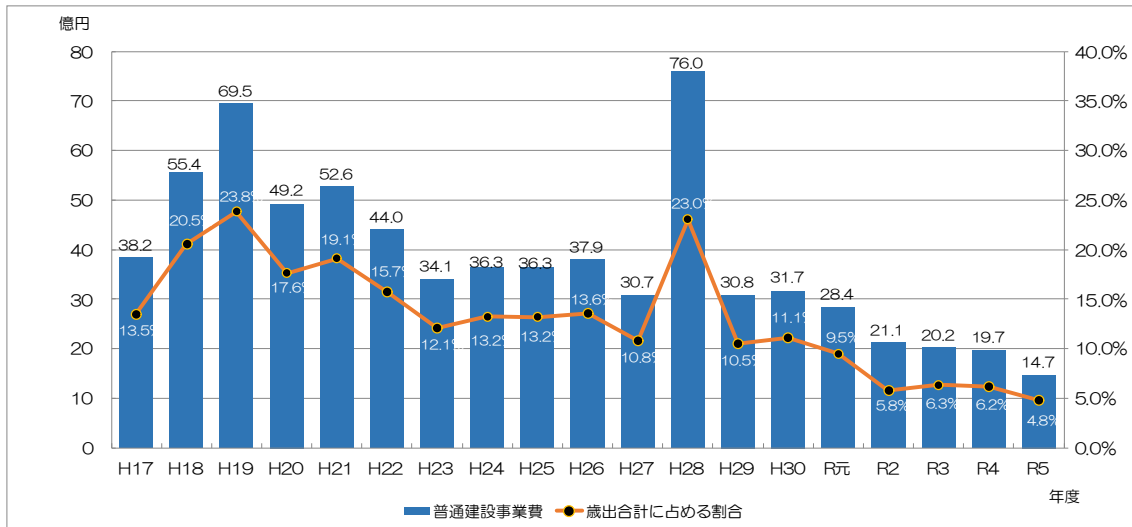
過去の普通建設事業費の推移をみると、平均して歳出総額の約 13%を占めています。しかし、過去 5 年間平均では、歳出総額の約 6.5%になり、以前に比べ大きく減少していることがわかります。令和 5 年度は 14.7 億円で歳出総額の 4.8%と市町村合併以降で最も低い数値となっています。

（グラフ 2-5（P6）参照）

※2：投資的経費とは、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。

※3：普通建設事業費とは、地方財政の性質の分類における投資的経費のうち、災害復旧事業、失業対策事業を除いたもので、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の建設事業に要する経費をいう。

■【グラフ2-5】普通建設事業費の推移



③ 今後の財政状況

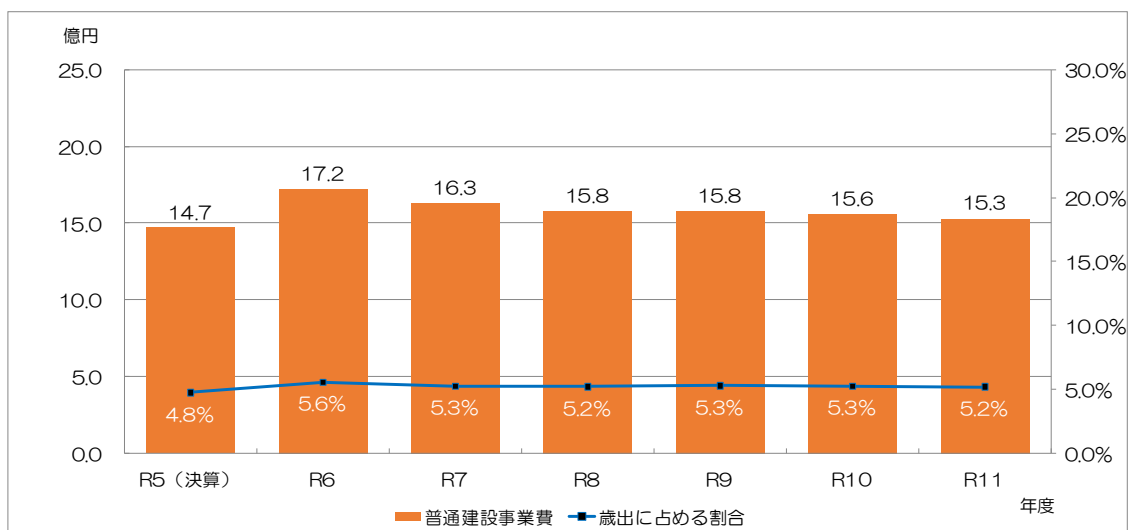
歳入面については、人口の減少等に伴い個人市民税の減収が予想されます。また、地方交付税については、横ばいで推移するものと見込まれています。市債は辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を中心に借入れを予定しています。市債残高は元利償還金を下回る借入を行うことで減少傾向が続くものと見込まれています。

歳出面では、高齢者人口が減少に転じるため扶助費の減少が見込まれています。人件費については定員適正化計画に基づき職員の削減に取り組んできましたが、定年延長により職員削減が難しくなることが予想されます。義務的経費全体でみると、ほぼ横ばいで推移するものと見込まれています。普通建設事業費はほぼ横ばいで、歳出総額の5%程度を推移する見込みとなっています。(グラフ2-6 (P7) 参照)

形式収支をみると、令和8年度(2026年度)から赤字が続く見込まれています。事業の見直しによる歳出削減と積み立てた財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金を活用することで、この赤字を避ける計画となっています。しかし、積み立てた基金には限りがあるため、歳入の減少も見込まれる中では歳出規模を縮小していく必要があります。そのため、公共施設の維持管理費や普通建設事業費に充てられる財源が、より一層限られていきます。

以上のようなことから、本市の財政状況は、今後ますます厳しくなり、更なる行財政改革に取り組む必要があります。

■【グラフ 2-6】普通建設事業費の将来推計



歳入

(単位：千円)

	R5 (決算)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地方税	8,983,414	8,651,419	8,691,560	8,608,926	8,525,239	8,433,732	8,349,645
地方譲与税・交付金等	2,112,746	2,055,940	2,083,476	2,095,868	2,128,291	2,133,622	2,155,841
地方交付税	7,807,295	7,521,124	7,500,000	7,535,562	7,517,781	7,526,672	7,522,226
負担金・使用料等	588,509	595,622	589,931	594,898	595,704	597,651	597,298
国県支出金	6,430,855	5,897,083	5,705,117	5,490,526	5,516,254	5,393,202	5,187,046
繰入金・繰越金	4,952,632	5,211,231	4,710,334	3,635,200	2,821,968	2,815,370	2,627,708
市債	1,333,288	1,691,203	1,597,400	1,325,700	1,041,500	953,500	932,500
その他	1,034,638	921,930	823,136	789,668	820,643	799,015	803,109
歳入合計	33,243,377	32,545,552	31,700,953	30,076,348	28,967,381	28,652,763	28,175,374

歳出

	R5 (決算)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人件費	4,787,388	5,364,160	5,874,731	5,998,433	5,998,684	5,995,963	5,994,726
扶助費	6,839,198	6,757,902	6,696,214	6,527,444	6,401,357	6,272,922	6,132,965
公債費	3,029,679	2,313,150	2,384,114	2,325,241	2,214,586	2,207,427	2,179,721
物件費	4,258,913	4,328,762	4,196,822	4,094,780	4,076,844	4,081,740	3,952,376
補助費等	4,432,745	4,599,740	4,606,709	4,609,766	4,732,787	4,782,251	4,843,856
繰出金	2,864,175	2,826,621	2,734,615	2,730,177	2,708,719	2,695,677	2,683,275
その他	3,051,693	2,857,742	2,792,008	2,434,569	2,110,916	2,032,836	2,036,378
普通建設事業費	1,466,452	1,715,496	1,626,328	1,582,295	1,584,599	1,560,413	1,531,176
歳出合計	30,730,243	30,763,573	30,911,540	30,302,705	29,828,491	29,629,230	29,354,472

歳入合計－歳出合計（形式収支）	2,513,134	1,781,979	789,413	-226,357	-861,110	-976,467	-1,179,098
-----------------	-----------	-----------	---------	----------	----------	----------	------------

出典：秩父市中期財政計画（令和 7 年 3 月）

2. 公共施設等の現状と課題

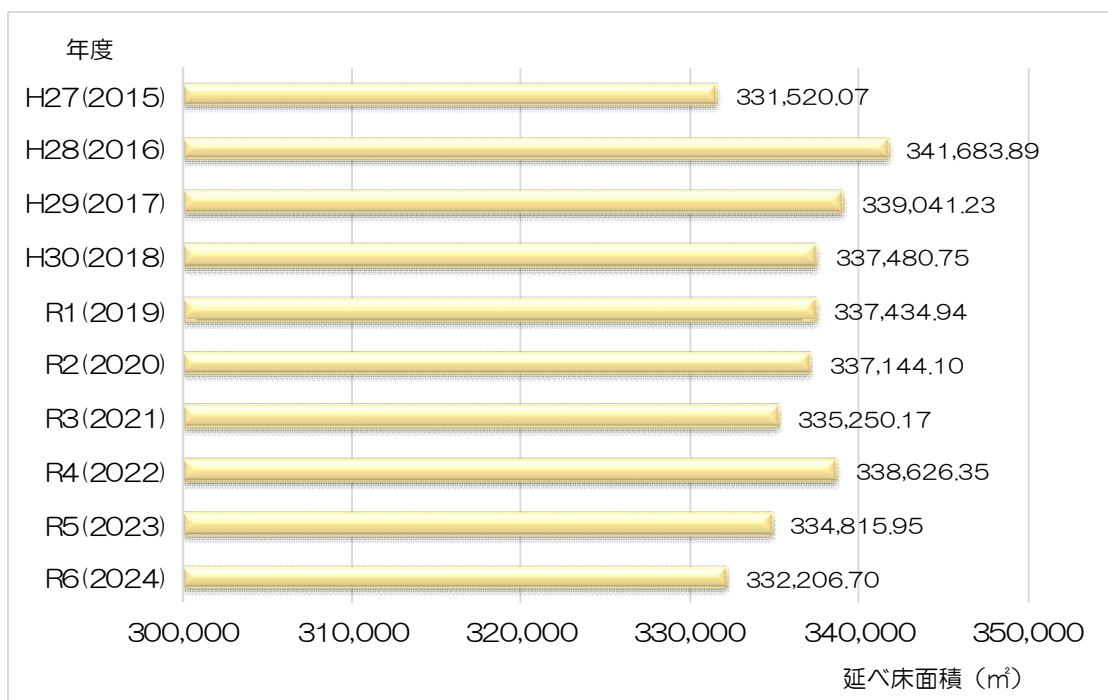
令和7年（2025年）3月31日時点の公共施設等の情報は、次のようになっています。

ハ コ モ ノ	会計名	単位	数量	2017 年度比較
	普通会計（一般会計）	延べ床面積(㎡)	332,206.70	△6,834.53
	国民健康保険特別会計	延べ床面積(㎡)	1,278.50	±0
	公設地方卸売市場特別会計	延べ床面積(㎡)	6,344.22	±0
	駐車場事業特別会計	延べ床面積(㎡)	146.44	±0
	秩父市立病院事業会計	延べ床面積(㎡)	10,566.67	86.91
	小計		350,542.53	△6,747.62
イ ン フ ラ	名称	単位	数量	2017 年度比較
	道路	延長(km)	1,033.7	17.6
	橋りょう	数(本)	460	△47
	下水道	延べ床面積(㎡)	15,481.24	±0
		管路延長(km)	207.0	1.5
	農業集落排水	延べ床面積(㎡)	1,123.59	±0
		管路延長(km)	36.2	±0
延べ床面積合計(㎡)			367,147.36	△6,747.62

建物は1,262棟、建物を保有する施設は476施設です。

一部錯誤による数量の増減が発生しています。

■【グラフ 3-1】普通会計（一般会計）ハコモノ 延べ床面積の推移



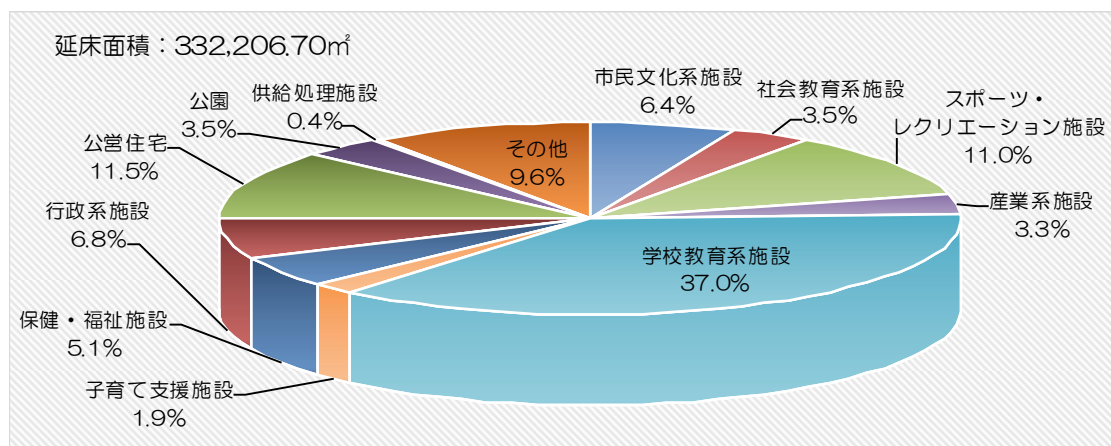
普通会計（一般会計）において管理するハコモノについては類型を設定し、各施設をその類型に分類しています。

< 施設類型一覧 >

大分類	中分類	延べ床面積 (㎡)	2017 年度比較
市民文化系施設	集会施設	16,060.79	510.1
	文化施設	5,116.45	±0
社会教育系施設	図書館	4,294.63	±0
	博物館等	3,949.68	△1,662.97
	文化財収蔵施設	3,518.00	19.59
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	22,272.32	△516.08
	レクリエーション施設・観光施設	14,326.19	△437.45
産業系施設	産業系施設	11,043.20	3,766.59
学校教育系施設	学校	119,092.53	△436.90
	その他教育施設	3,696.85	367.00
子育て支援施設	幼保・こども園	4,906.99	△578.10
	幼児・児童施設	1,434.73	△513.70
保健・福祉施設	高齢者施設	13,666.49	△729.87
	障がい者福祉施設	1,579.66	△878.81
	保健施設	1,592.34	±0
行政系施設	庁舎等	14,719.64	±0
	消防施設	5,150.07	△230.28
	その他行政系施設	2,845.19	279.53
公営住宅	公営住宅	38,240.16	△1,771.37
公園	公園	11,550.20	2,697.24
供給処理施設	供給処理施設	1,402.00	△3,543.49
その他	集会所	3,634.93	△859.00
	市有住宅	1,132.68	147.45
	直売所等	1,902.63	△67.14
	公衆便所	2,298.44	△50.50
	その他	22,779.91	△2,346.37

一部類型の変更や錯誤による延べ床面積の増減が発生しています。

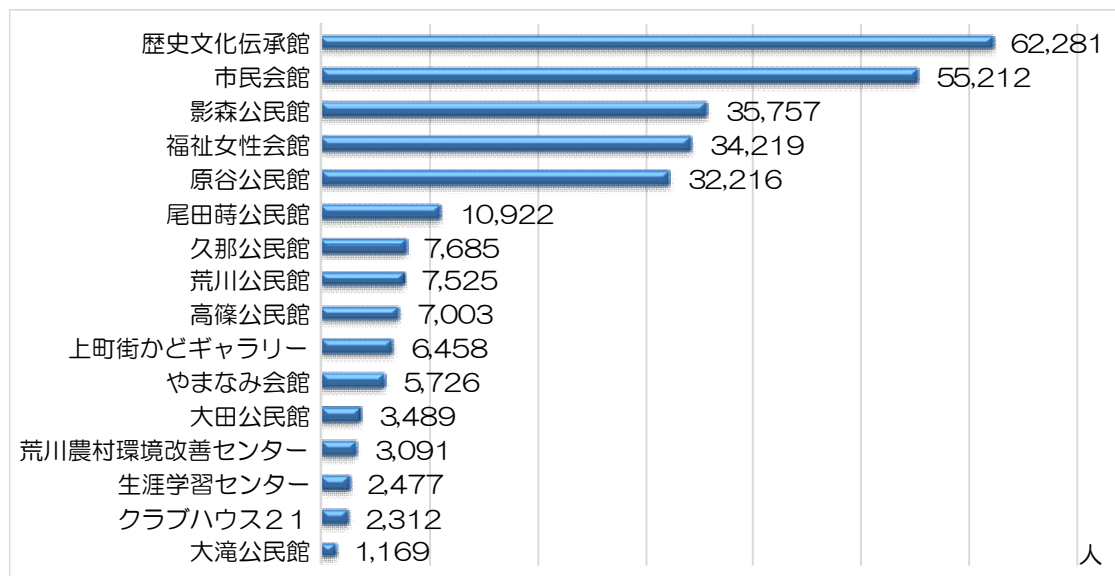
■【グラフ 3-2】 類型別延床面積割合（普通会計）



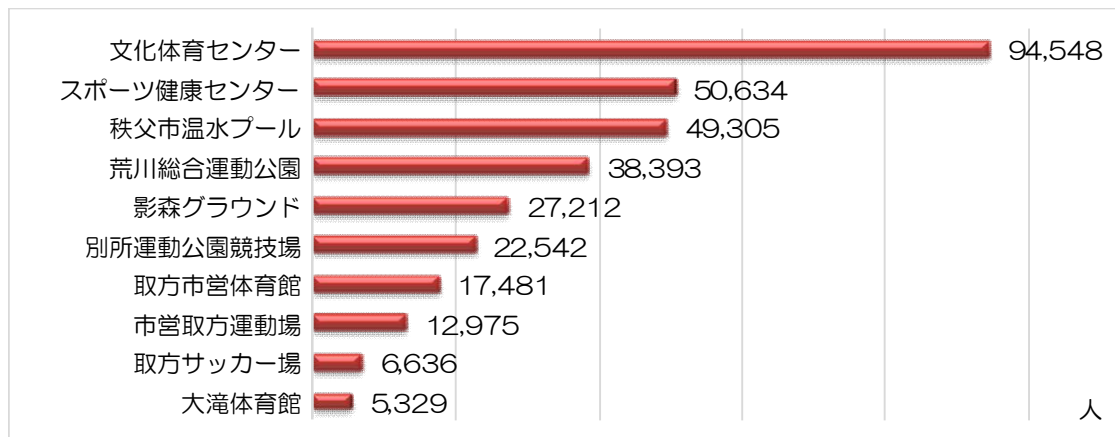
※端数処理の関係上、合計が合わない場合があります。

主な公共施設（ハコモノ）の利用状況になります。利用状況は令和5年度のデータになります。

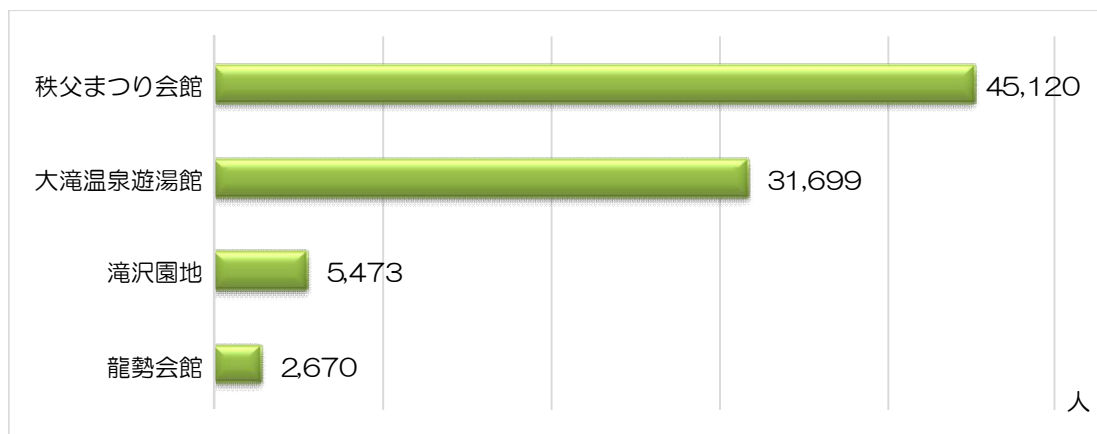
■【グラフ 3-3-1】 集会・文化施設利用者数



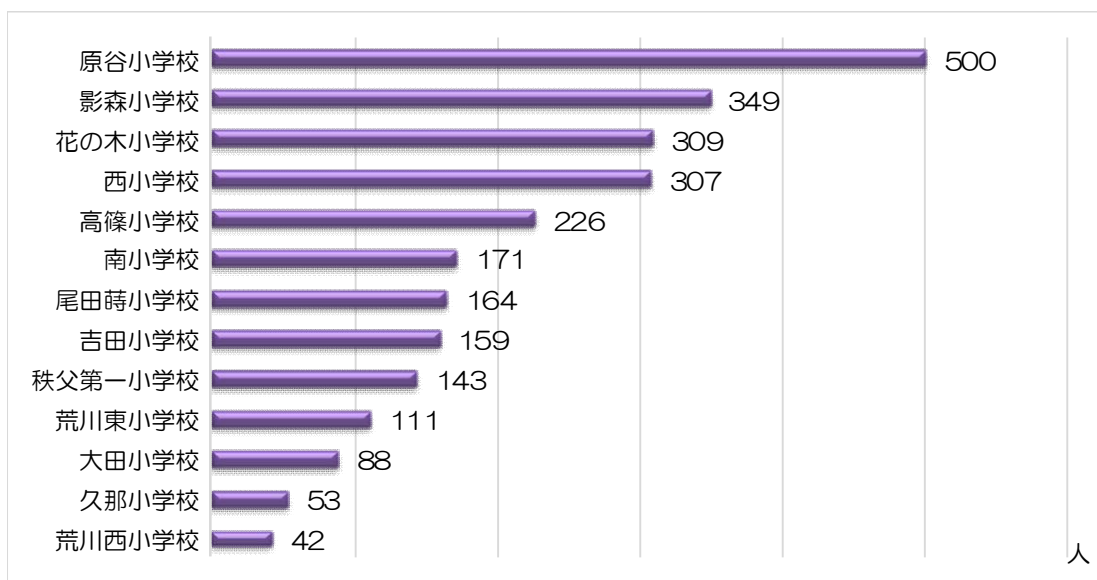
■【グラフ 3-3-2】 スポーツ施設利用者数



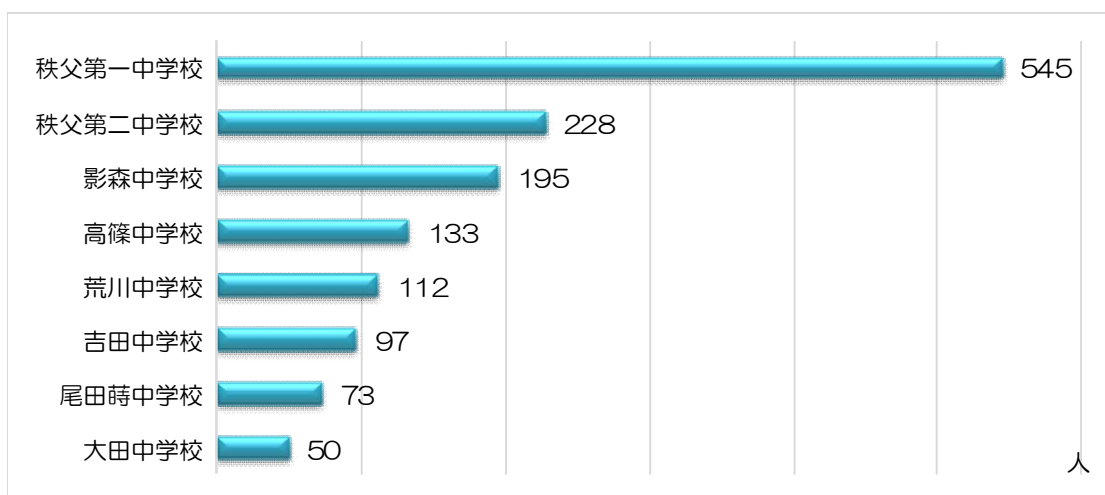
■【グラフ 3-3-3】レクリエーション・観光施設利用者数



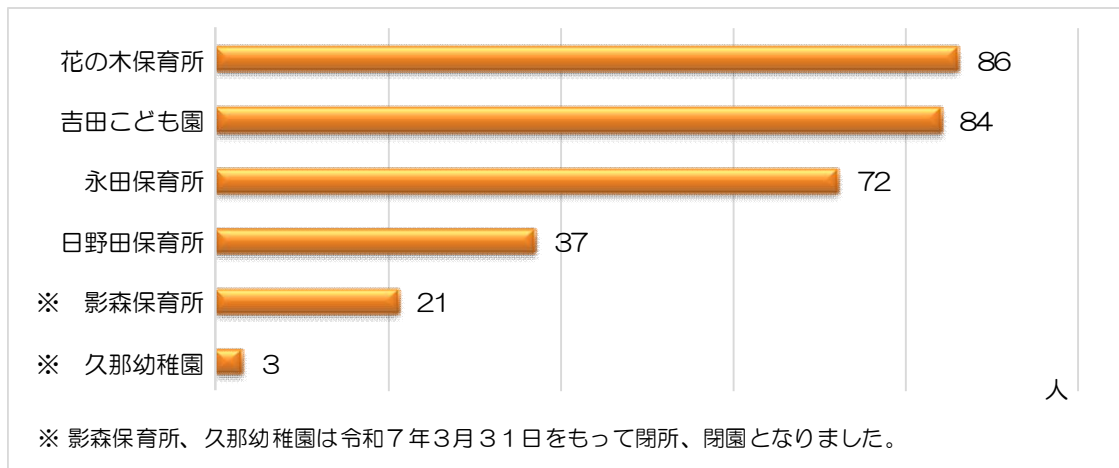
■【グラフ 3-3-4】小学校児童数



■【グラフ 3-3-5】中学校生徒数



■【グラフ 3-3-6】 幼保・こども園園児数



(1) 公共施設（ハコモノ）

① 普通会計（一般会計）

令和7年（2025年）3月31日時点の延べ床面積は332,206.70㎡となっており、平成27年度末（2015年度末）からの推移としては、平成28年度（2016年度）の本庁舎・市民会館等の建設以後、減少傾向となっています。（グラフ3-1（P8）参照）

しかし、人口1人あたりの延べ床面積は5.84㎡（人口：56,848人）となっており、平成30年（2018年）3月31日時点の5.35㎡（人口：63,365人）から増加しています。

用途別では、学校教育系施設の延べ床面積が最も多く、公共施設全体の37.0%、次いで公営住宅が11.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が11.0%を占めています。平成30年（2018年）3月31日から、解体等によりわずかに変化はあるものの、ほとんど変わりはありません。

建物の耐震状況は、すべての建物を診断することは困難なため耐震基準の大幅改正があった年を境に推計しますと、旧耐震基準（1981年以前）の建物が30.7%、新耐震基準（1982年以降）の建物が69.3%となっています。（グラフ3-7-1（P16）参照）

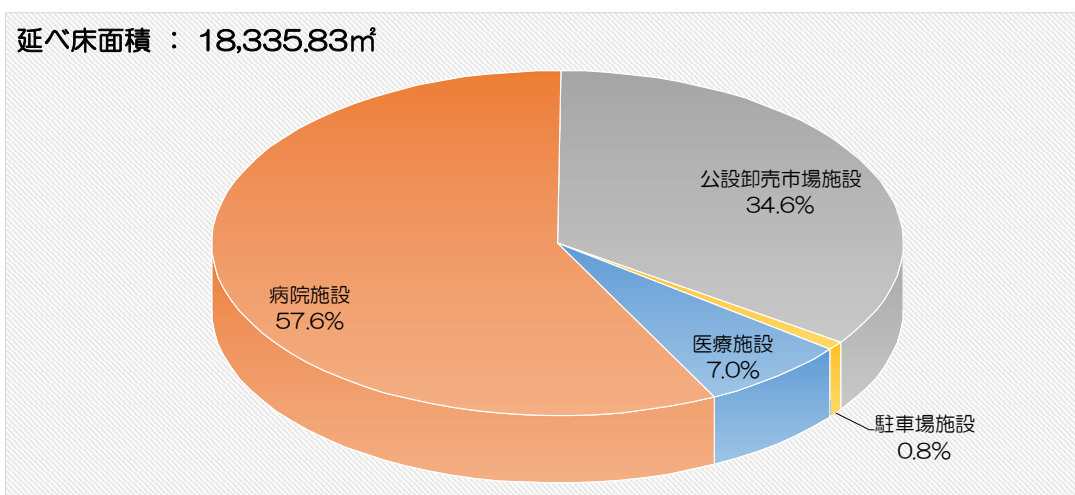
なお、学校については耐震診断を実施し、耐震化されています。

② 特別会計・公営企業会計

特別会計・公営企業会計の延べ床面積合計は、18,335.83㎡で、うち半分以上の10,566.67㎡が市立病院です。

なお、市立病院については耐震診断を実施し、耐震化されています。

■【グラフ3-4】用途別延べ床面積割合（特別会計・公営企業会計）

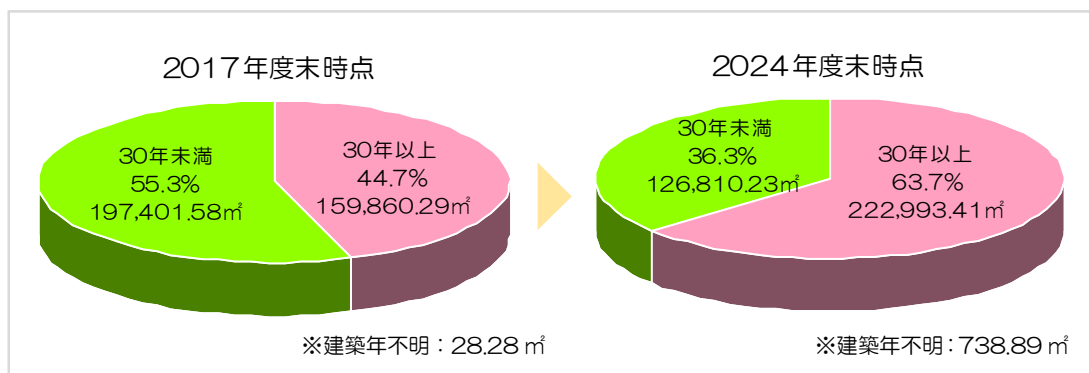


③ 課題

平成29年度（2017年度末）時点で、建築後30年を経過した建物の延べ床面積は159,860.29㎡で44.7%となっており、老朽化した施設が多いことがわかります。

令和6年度末（2024年度末）時点では222,993.41㎡で63.7%となっており、より一層老朽化が進行しています。

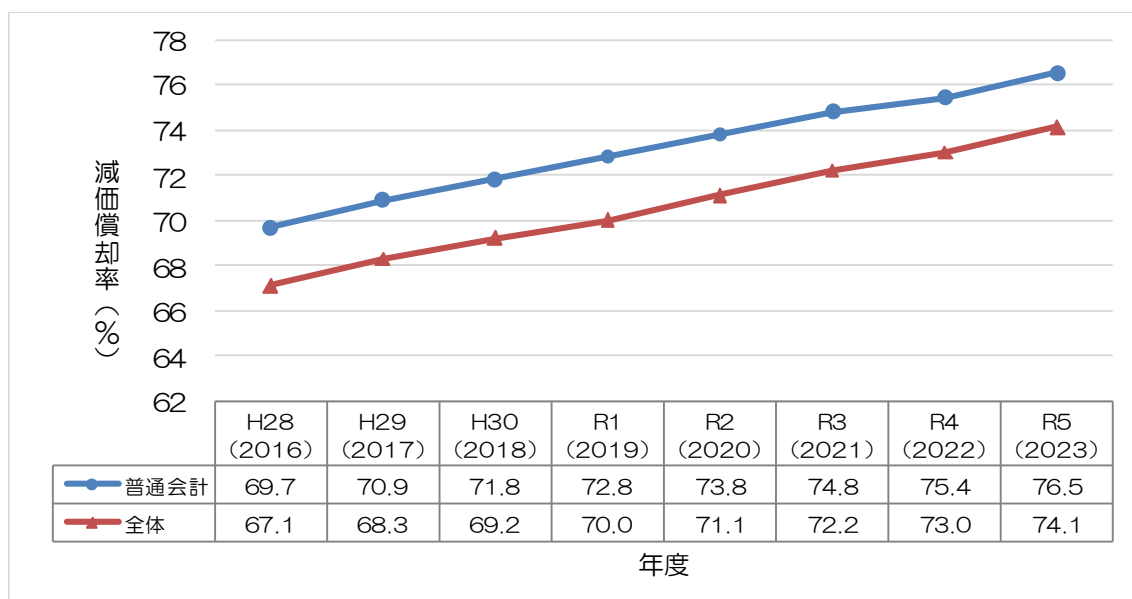
■【グラフ3-5】30年以上経過した公共施設の延べ床面積



有形固定資産減価償却率（※4）の推移では、年々、減価償却率の数値が増えています。一定程度増加していくこと自体は起こり得る状況ではありますが、償却率が70%程度と高いことから、改修や更新などを検討する必要がある施設が多くなっていることがわかります。（グラフ3-6（P14）参照）

※4：有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）が法定耐用年数に対して取得からどの程度経過しているかを示したもので、100%に近づくほど耐用年数に近づき、古い施設が多いことを表している。

■【グラフ 3-6】有形固定資産減価償却率の推移



厳しい財政状況では公共施設に充当できる財源は限られていきます。また、人口減少や少子高齢化が進むことで、必要とされる建物や提供されるサービス・機能は変化することが見込まれます。

こうした現状から、長寿命化の実施や公共施設の最適な配置の実現が今後の課題となっています。

(2) インフラ資産

インフラ資産（道路・橋りょう・下水道）については、建設後 50 年を超える施設やまもなく迎える施設が多数あり、老朽化が懸念されています。

厳しい財政状況により財源が限られてるなかで、計画的な対策が課題となっています。

① 道路

本市の市道延長は、約 1,033 km、面積は約 3.7 km²あり、維持管理だけでも多額の経費が必要となっていますが、道路の新設及び改良についても需要があるため、優先順位をつけ計画的に整備を行っています。

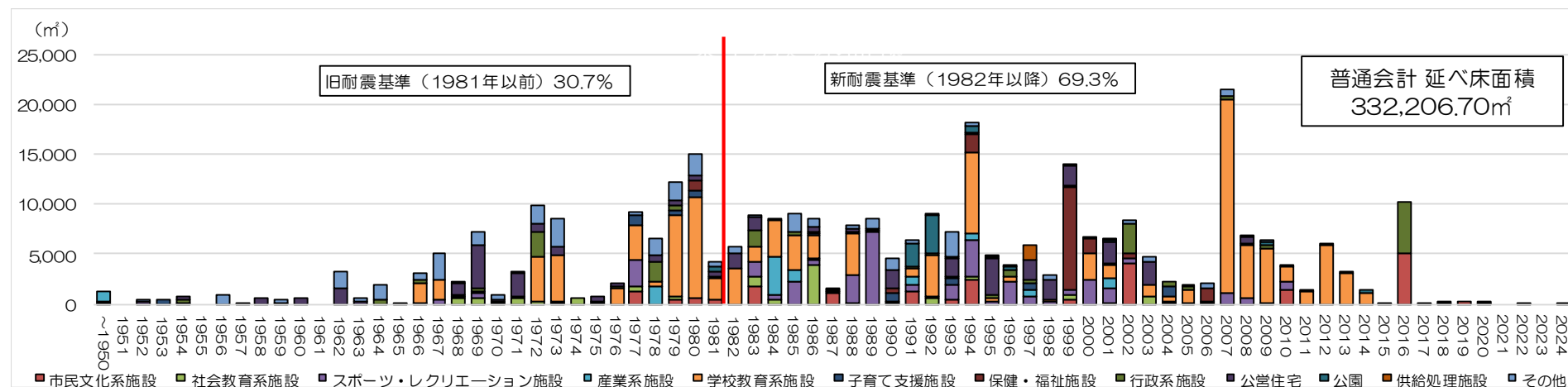
② 橋りょう

市道に架橋されている橋りょうは、460 本あり、橋長 15m 以上が 107 本、橋長 15m 未満が 353 本となっています。そのうち竣工から 50 年を経過している橋が 242 本（52.6%）あります。（グラフ 3-7-2（P16）参照）

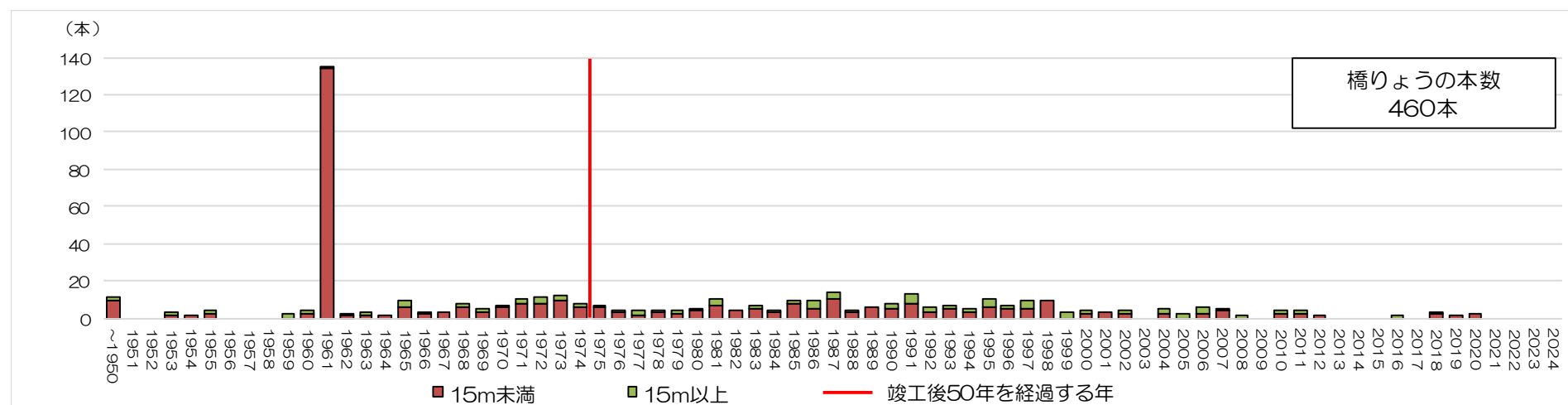
③ 下水道

下水道管の総延長約 207 km、中継ポンプ場 4 箇所、終末処理場 1 箇所を有しています。管種別延長はコンクリート管が約 135 km、塩ビ管が約 58 km、その他が約 13 kmとなっています。最も古い管路は 70 年以上が経過しており、老朽化が懸念されます。（グラフ 3-7-3（P17）参照）

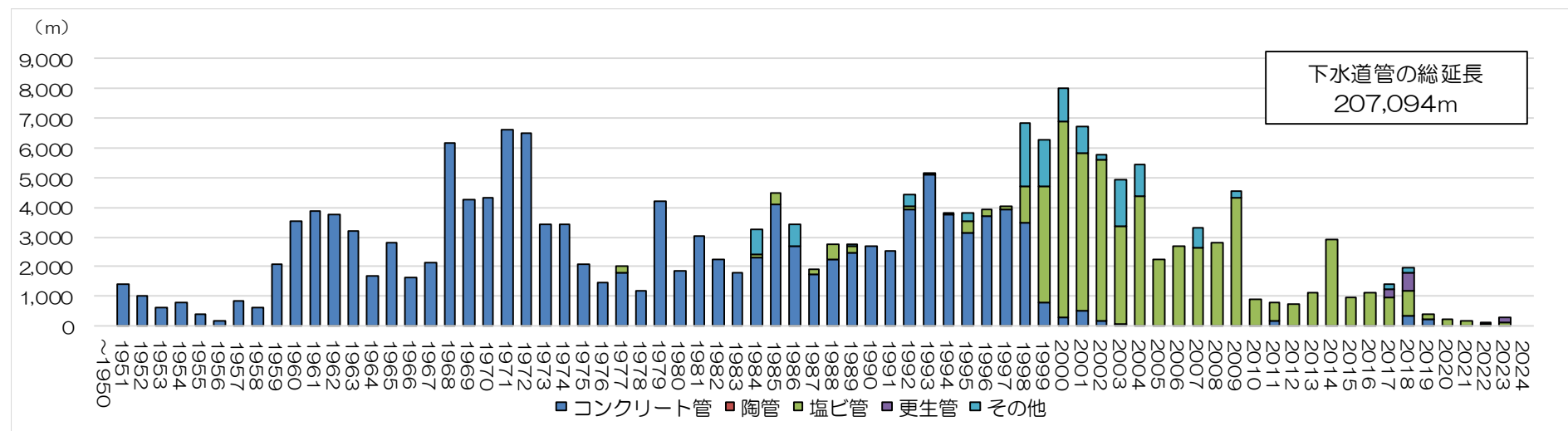
■【グラフ 3-7-1】築年別延べ床面積



■【グラフ 3-7-2】年度別整備数（橋りょう）



■【グラフ 3-7-3】年度別整備延長（下水道）



第3章 総合管理計画推進方針

本市ではファシリティマネジメント（施設の適正な管理を意味する。以下「FM」という。）の考え方を公共施設に取り入れ、全庁的かつ戦略的に本計画を推進していきます。これにあたり以下の3つの改革を行います。

また、改革の対象範囲を公共施設のみならずインフラ資産にまで拡大し、必要な資産を適切に管理できるよう長寿命化や統廃合等を計画的に進めていきます。

1. 公共施設等総合管理計画推進における3つの改革

第一に、その数及び規模の適正化を図ること（量の改革）。

第二に、利用者の安全性や快適性等のサービスを向上させること（質の改革）。

第三に、市財政を圧迫しない計画的な管理運営を実現すること（歳入確保）。

（1）量の改革

必要な公共施設等を今後も継続的に保有し続けていくために、まず、「そもそも論」から保有についての検討を実施します。「この施設は、そもそも必要なのか」という観点から検討を始め、「いらないものは持たない」という強い意志で臨む必要があり、積極的かつ計画的に施設の廃止、統合などを推進します。また廃止、統合しない場合でも、著しく稼働率が低下している施設については、その規模の縮小を図ります。さらに「量の改革」では、ハードとしての施設だけを対象とするのではなく、既存サービスの他施設への集約化や振替など、代替性確保への配慮も行います。

いずれにしても、根拠に基づく責任ある判断を下し、「丁寧な説明」と「十分な議論」を行い、この「量の改革」に取り組みます。

（2）質の改革

継続的に保有すると判断した施設は、より安全で機能的な施設を目指し管理運営を実施していくため「質の改革」に取り組みます。

これまで、施設建設以後の維持補修や改修等の投資は、予算の都合などで計画的に行われてきませんでした。一方で、施設老朽化は進んでいきます。耐震化や適切な修繕、改修を実施すれば長寿命化を図ることが可能となります。長寿命化は、施設を安全に利用できる期間が長くなるだけでなく、更新費用も著しく抑えられるというメリットがあります。

保有すると決めた施設については、耐震化・ユニバーサルデザイン化・環境対策・省エネルギー対策及び多機能性を備えるなどの必要な投資を適宜実施し、公共施設等の快適性、機能性などの向上も図ります。

（３）歳入確保

今後の公共施設等への適正投資を継続的に実施するためには、量の改革及び質の改革を進めるとともに、歳入の確保についての積極的取り組みが必要です。

この「歳入確保」は、適正な受益者負担の観点からの使用料の有無や額の見直し、余剰面積の一部貸付や目的を終えた施設の全部貸付又は売却、ネーミングライツ及び看板の設置等による広告収入を意味します。また、危険回避等を目的とした取り壊しも財源の確保に寄与するため、この「歳入確保」に位置付けます。

2. 取組体制

(1) 庁内の推進体制

公共施設におけるF Mの推進や計画の進捗管理にあたっては、F M推進課が中心となり、庁内への連携、協力を働きかけ、施設の一元管理を目指していきます。

そのうえで、市全体の施設の再配置や多機能化を検討していきますが、状況に応じ、組織横断的な検討や対応が必要なものについては、F M推進課がその調整役を担っていきます。

そして、施設の更新、廃止や統合等に関しては、この計画の方針に基づき、市長を会長とする、秩父市公共施設ファシリティマネジメント推進会議（以下、「F M推進会議」という。）への状況説明や協議を綿密に行いながら庁内での合意を諮ったうえで取り組んでいきます。（この会議は公共施設F Mの実現を図るための施策を、総合的かつ効果的に推進するため設置されました。）

また、道路等のインフラ資産については、資産の所管課が中心となって適正管理に取り組みますが、それぞれが計画推進に向け、F M推進課との連携、F M推進会議への報告や必要な協議を行うこととします。

F Mの推進には全庁をあげて取り組む必要があります。適宜職員を対象とした研修を実施することで庁内のF Mに対する意識や情報の共有を図り、施設等所管課はもとより、職員一人ひとりが市の財政状況、公共施設やインフラ資産の現状を認識し、施設数やそれに係るコストの適正化に努めることとします。

(2) 財政部門との連携

公共施設やインフラ資産のF Mにおいては、施設等の管理経費に充てる財源が措置できるかという財政面の課題解決が重要となります。必要な財源が確保できなければ計画的な改修や適正な維持管理を行うことはできません。市税収入の大幅な増加が見込めない反面、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、今後ますます厳しい財政運営が予想される状況で、限られた財源をどの施設等にどのように配分するか、優先順位を決定しなければなりません。そのためには、これまで以上に長期的な財政計画により投資的経費に充てられる財源を推計することが必要なことから、財政課と連携を密にし、全庁的な整合性を図っていきます。

3. 実施方針

(1) 公共施設・インフラ資産共通事項

- ① 人口減少を見据え、施設の縮減を基本としますが、今後見込まれる人口構造の変化や少子高齢化等による市民ニーズの変化に対応したまちづくりが可能な施設保有を目指していきます。

施設の維持管理にあたっては、法定点検、診断のほか、日常的な点検を行います。その結果を蓄積し、得られる不具合や損傷の度合などの情報を維持管理方法の検討、対策実施に反映します。点検や診断等により高度の危険性が認められた施設は、利用停止や進入防止などの安全確保をしたうえで対処をします。

- ② 「量の改革」により、総量の縮減は進めますが、今後も利活用していくと決定した施設は、長寿命化を図っていきます。

長寿命化を図るため、建物や設備等の損傷が軽微である早期に予防的な修繕や改修等を実施することで機能保持や回復を図る管理手法である、予防保全型維持管理を取り入れます。この手法は長寿命化だけではなく、建設から更新までの維持管理費の縮減や費用の平準化を図ることができます。

改修の実施にあたっては、建物や設備等の経過年数や状況の他、施設の存続期間を検討することにより、実施の可否や内容を検討します。また、建物や設備等の耐用年数や状態等を考慮し、更新した方が有利である場合は更新を検討しますが、この場合、更新までの期間の対応を判断し、経費の縮減を図ります。

予防保全型維持管理は、建設時から劣化の対策をせずに長期間過ぎてしまった施設や構造等によりなじまない施設もあります。このような施設は点検、診断等の結果を用い、事後的管理を行っていきます。

- ③ 施設等に関し、所管課で既に策定した計画については、財政状況を勘案し、当計画との整合性を図りながら必要に応じて見直すこととします。

- ④ 受益者負担については、再検討を行い、利用者に適正な負担を求めています。

- ⑤ 国のユニバーサルデザイン計画を踏まえ、秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針を活かした施設整備に努めます。

- ⑥ 国の地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画に基づき、再生可能エネルギー設備導入や省CO₂化改修など脱炭素化を図る施設整備に努めます。

- ⑦ 人口減に伴い、施設をこれまでどおり維持できないことは明らかです。万が一、施設等の統廃合が進まない場合には、施設に対する市民一人あたりの負担額は増大します。そこで、効率的なまちづくりを目指して、コンパクトシティ（※5）の構築も検討していきます。コンパクトシティは、行政機能等の集約により市民生活の質を高める効果が期待でき、また同時に、その行政機能等を集約した地域の周辺へ住民が移転することで、不要となる施設を削減できるコスト面の効果も考えられます。

（2）公共施設

- ① 二訂版において、今後の更新等費用を試算したところ、過去の投資実績との比較から、施設の延べ床面積を約 40%削減する必要があると推計されています。しかし、40%の削減となると市民生活に及ぼす影響が非常に大きいため、平成 29 年度末（2017 年度末）から計画期間の終期において、普通会計（一般会計）で管理している施設の延べ床面積 **35%削減**を数値目標とします。

二訂版の試算と設定条件は次のとおりです。

■投資実績と更新等費用の比較（二訂版試算）

	H25～H29 投資額	今後の推計 （更新等費用）		倍率 B/A	備考
	単年平均 A	40年累計	単年平均 B		
公共施設 （普通会計）	22.0億円	1403.0億円	35.1億円	1.6倍	

※端数処理の関係上、合計等が合わない場合があります。

試算（更新等費用額）の設定条件

更新年数 60年
大規模改修実施年数 30年

更新（建替え）及び大規模改修の単価

	更新（建替え）	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション等施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

また、特別会計・公営企業会計で管理している施設については、具体的な削減目標は設定しませんが、設置した目的、必要性や将来需要などを十分に検討し、延べ床面積の削減に取り組むこととします。

※5：市の中心となる地域に行政、商業、住宅などさまざまな機能を集中させた形態

- ② **新規の公共施設の建設は原則行いません。**やむを得ず建設する場合は、単独施設としてではなく、異なる機能の既存施設を集約した多機能な複合施設とします。多機能施設とすることで、コスト削減効果とともに、利用する方の利便性の向上につながると考えます。

なお、公共施設の更新、新設を行った場合は、必ず施設の更新（修繕）計画を作成し、計画的に管理することとします。

- ③ 耐用年数や建物の耐震性を考慮し、耐用年数を過ぎた建物や耐震基準を満たしていない施設については利用者の安全面を考慮し、積極的に廃止を進めていきます。

廃止した施設の土地・建物については民間等への売却・貸付を検討し、その結果、売却・貸付ができない建物は取り壊しを行っていきます。その際、対象施設の機能については、存続する必要があると判断した場合は、他の施設に移すことにより多機能化を図り、存続します。

- ④ 施設の統廃合にあたっては、災害時の拠点施設としての機能に配慮しながら実施していきます。災害時の拠点施設になるなど不特定多数の方が使用する公共施設は耐震化を図ります。

- ⑤ 施設の方向性を検討するにあたり、施設評価の方法を確立していきます。

- ⑥ 施設管理には、施設ごとの利用状況、管理運営コスト、修繕履歴などの情報を把握し、「施設カルテ」を作成し、情報を一元管理するとともに施設の在り方について検討していきます。

(3) インフラ資産

- ① インフラ資産については、公共施設と異なり、複合化・集約化や用途変更等が馴染まないことから、資産の種別ごとに方向性を検討します。ただし、現有するすべての資産を今後も維持し続けることは公共施設と同様に困難なため、その機能を低下させずに事業を進められるよう創意工夫を図りながら総量縮減や長寿命化によるコストの削減につなげていくこととします。

- ② 前述したとおり、機能低下とならないよう努めますが、状況によっては費用対効果を勘案し、事業転換も検討、実施していきます。

- ③ すべての資産において、財政状況を勘案しながら効率的な資産管理に努めていきますが、特にライフラインである排水処理など、公営企業会計を設置している事業においては、一般会計からの過度の繰入れを期待することなく、経営の視点に立って、補修・更新費用や維持管理費の縮減を進めながら資産

の適正管理を行います。

- ④ インフラ資産の重要性や予測される劣化度等を基準にリスクベースメンテナンス（※6）の考え方を導入します。

※6：リスクを基準に検査およびメンテナンス（検査、補修、改造、更新など）の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法。施設・設備について、すべてに一定の状態を保全するのではなく、事故等が生じた場合のリスクを基準にメンテナンスを行う考え方。管きょのメンテナンスであれば、基幹部分は優先的に更新し、事故によるリスクが低い部分は後にするなど
の対応。

4. 公共施設等の施設類型ごとの取組方針

施設ごとの特性を踏まえ、施設類型ごとに取組方針を示します。

施設の方針については、個別施設計画により定め、対策を実行していきます。

個別施設計画は、施設所管課が責任を持って所管施設の進捗を管理し、本計画の実現に寄与しなければなりません。

(1) 公共施設

① 市民文化系施設

ア 集会施設

講座やクラブ、サークル活動、文化事業、生涯学習事業、各種団体や地域の集会の場として使われています。

各施設の利用状況を踏まえ、統廃合や集約化などを行っていきます。

【対象施設】

公民館、福祉女性会館、歴史文化伝承館、クラブハウス21、秩父市花の木交流センターなど

イ 文化施設

芸術文化の創造空間として様々なイベントなどで使われています。

長寿命化を図り、計画的な維持管理を行っていきます。

【対象施設】

市民会館

② 社会教育系施設

ア 図書館

図書、記録、資料等を収集、整理、保存し、一般公衆の教養、調査研究等に資することを目的とする施設で、秩父図書館と荒川図書館のほか、吉田と大滝に分館が設置されています。

施設の利用状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っていきます。

【対象施設】

秩父図書館、荒川図書館

イ 博物館等

地域の文化、歴史、自然などの貴重な資料を保管、展示している施設です。民俗資料館は浦山、大滝、荒川に設置されています。

施設の利用状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っていきます。

【対象施設】

民俗資料館、武甲山資料館、秩父事件資料館「井上伝蔵邸」、石間交流学習館など

ウ 文化財収蔵施設

屋台などの文化財を収蔵している施設です。

閉館した博物館や閉校した学校を活用しており老朽化が進んでいるため、統廃合や機能の移転を行っていきます。建物自体が文化財となっている施設については、適切な保全を行っていきます。

【対象施設】

屋台収蔵庫など

③ スポーツ・レクリエーション施設

ア スポーツ施設

スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とした施設です。

施設の利用状況を踏まえ、統廃合や集約化などを行っていきます。

【対象施設】

文化体育センター、スポーツ健康センター、秩父市温水プール、グラウンドなど

イ レクリエーション施設・観光施設

宿泊施設や体験施設、温泉といった観光業や地域振興などへの寄与を目的とした施設です。

施設の利用状況や経営状況などを踏まえ、統廃合や民間事業者への譲渡などを行っていきます。

【対象施設】

浦山溪流フィッシングセンター、元氣村、大滝温泉遊湯館、滝沢園地、秩父まつり会館、龍勢会館など

④ 産業系施設

秩父織物、銘仙に関する資料の収集、保管、展示をし、技術の伝承を行ううち銘仙館や商工業を振興し、地域経済の活性化に寄与することを目的とした秩父市地場産業センターなど、地域の産業振興のための施設です。

施設の利用状況を踏まえ、統廃合や集約化などを行っていきます。

【対象施設】

ちちぶ銘仙館、秩父市地場産業センター、高齢者生産活動センターなど

⑤ 学校教育系施設

ア 学校

学校教育法に基づき設置している小学校、中学校です。

少子化が進む中で、学校の統廃合は避けては通れません。文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、教育上の課題、児童・生徒数及び学級数、通学時間、学校施設の状況、地域の実情並びに財政状況等を勘案し、保護者や地域住民の理解を得ながら、統廃合を行っていきます。

取組は個別施設計画に位置付ける「秩父市学校施設長寿命化計画」に基づき実行していきます。

廃校になった施設は、その後の維持管理を考慮し解体や転換を図っていきます。

【対象施設】

小学校、中学校

イ その他教育施設

小中学校の給食を共同処理方式で提供する共同調理場です。

小中学校の状況に基づき、集約化などを行っていきます。

【対象施設】

共同調理場

⑥ 子育て支援施設

ア 幼保・こども園

学校教育法に基づき設置している幼稚園、児童福祉法に基づき設置している保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき設置している幼保連携型認定こども園です。

少子化が進む中で、民間事業者の状況や地域子育て家庭のセーフティネットとしての機能に配慮しながら、統廃合を行っていきます。

【対象施設】

幼稚園、保育所、こども園

イ 幼児・児童施設

児童福祉法に基づき設置している児童館及び単体で設置している学

童保育室になります。小学校など他類型の施設内も含め 12 箇所の学童保育室を設置しています。

施設の利用状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っていきます。

【対象施設】

下郷児童館、中村児童館・高齢者憩いの家、学童保育室

⑦ 保健・福祉施設

ア 高齢者施設

高齢者を対象に介護支援、健康増進、福祉活動などを行う施設です。

利用状況や運営状況を踏まえ、民間事業者への譲渡などを行っていきます。

【対象施設】

福祉交流センター、ほのぼのマイタウンなど

イ 障がい者福祉施設

障がいを持つ方があらゆる方と交流しながら、生きがいづくりと社会参加を図る施設です。

施設の利用状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っていきます。

【対象施設】

秩父市ふれあいセンター

ウ 保健施設

検診等の保健事業を行う施設で、秩父、荒川のほか、吉田と大滝の保健センターが他類型の施設内に設置されています。

施設の利用状況を踏まえ、移転や集約化などを行っていきます。

【対象施設】

保健センター

⑧ 行政系施設

ア 庁舎等

市役所本庁舎と吉田、大滝、荒川の総合支所です。

市民サービスの向上と行政運営の効率化を図りながら、近隣施設との複合化などを行っていきます。

【対象施設】

本庁舎、総合支所など

イ 消防施設

消防団活動の拠点となる施設です。

消防団員数の減少などを踏まえ、隊の統合も視野に入れた組織編制や統廃合などを行っています。

【対象施設】

消防団詰所

ウ その他行政系施設

倉庫など、市が事業のために直接使用することを目的とした庁舎等や消防施設以外の施設です。

施設の利用状況や事業の効率化を踏まえ、統廃合や集約化などを行っています。

【対象施設】

倉庫、防災倉庫、道路維持課分室など

⑨ 公営住宅

公営住宅法に基づき設置している市営住宅です。

人口の減少や入居状況を踏まえ、居住を誘導する適切な場所を選定し、集約化や建替えなど行っていきます。また、居住者の理解を得ながら、老朽化した住宅については安全性を考慮し、取壊し等を積極的に進めていきます。

取組は個別施設計画に位置付ける「秩父市市営住宅等長寿命化計画」に基づき実行していきます。

【対象施設】

市営住宅

⑩ 公園

都市公園法に基づき設置している都市公園やちちぶキッズパークなどその他の公園施設です。

施設の利用状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っています。

都市公園の取組は個別施設計画に位置付ける「秩父市公園施設長寿命化計画」に基づき実行していきます。

【対象施設】

羊山公園、秩父ミュージアムパークスポーツの森公園など

⑪ 供給処理施設

排水の処理等を行うための施設です。

機械や設備が中心となる施設であるため、事業全体の状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っていきます。

【対象施設】

みどりが丘工業団地下水道処理センター

⑫ その他

ア 集会所

地元町会等で使用している公会堂や集会所などの施設になります。

合併前の旧市町村の区域ごとに取扱いが異なっている状態を解消するため、町会等への譲渡などの調整を進めていきます。

【対象施設】

公会堂、集会所など

イ 市有住宅

公営住宅法によらず、市が所有している住宅になります。

老朽化が進んでいることから、入居者の退去時期等を考慮しながら、施設の解体を行っていきます。

【対象施設】

市有住宅

ウ 直売所等

特産品等の直売などを行う施設になります。

施設の利用状況を踏まえ、統廃合を行っていきます。

【対象施設】

太滝特産物販売センター、農林産物直売所（三峰駐車場上）など

エ 公衆便所

道路等に設置されている公衆便所、観光トイレになります。

同種の施設を数多く保有しているため、利用状況や必要性などを踏まえ、統廃合を行っていきます。

【対象施設】

公衆便所、観光トイレ

オ その他

施設類型に該当しない、ちちぶバイオマス発電所や、既に用途を廃止している施設などになります。

施設の利用状況を踏まえ、民間事業者への譲渡や廃止などを行っています。既に使用していない施設については、老朽化の状況を踏まえ、民間事業者への譲渡や解体を図っていきます。

【対象施設】

ちちぶバイオマス発電所、移住促進用住宅など

⑬ 国民健康保険特別会計

国民健康保険事業を実施している施設です。

大滝総合支所内に診療所機能を移転したため、建物については計画的に解体を進めていきます。

【対象施設】

大滝国民健康保険診療所

⑭ 公設地方卸売市場特別会計

秩父市公設地方卸売市場事業を実施している施設です。

市場の取引状況を踏まえ、効率的な運営、維持管理を行っています。

【対象施設】

公設卸売市場

⑮ 駐車場事業特別会計

秩父市三峰駐車場事業を実施している施設です。

施設を長期的に使用していくため、計画的な修繕を行っています。

【対象施設】

三峰駐車場

⑯ 秩父市立病院事業会計

秩父市立病院事業を実施している施設です。

施設の老朽化に加え、動線や廊下の狭さなどの構造上の問題による、医療ニーズへの対応が大きな課題となっています。

秩父地域の中核病院としての機能を維持していくため、建替えに向けた取組みを進めていきます。

【対象施設】

市立病院

(2) インフラ資産

① 道路

道路の新設及び改良については、コスト縮減に努めながら効率的、効果的な整備を図ります。

② 橋りょう

橋りょう等の長寿命化については、今後の財政状況を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでコストを縮減します。

③ 公共下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽

生活排水処理施設の普及促進は、財政状況、人口の推移などを勘案し、適切な処理方法を選定したうえで整備をしなくてはなりません。

また、既設処理施設については止めることのできない施設であるため、適切な維持管理に努め、最小限の更新により施設の延命化を図り、コストの縮減を図るように努めていきます。

④ 上記以外のインフラ資産

各省庁からの指針等に従い、計画的な整備や長寿命化を図るなどし、コスト縮減に努めます。

5. 維持管理・更新等に係る経費

維持管理・更新等に係る今後10年の中長期的な経費の見込みをまとめました。

(1) 普通会計（一般会計）

① 公共施設（ハコモノ）

（百万円）

	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (⑤-④)	現在要してい る経費(過去5 年平均(年額))
建築物	16,235	30,709	11,731	58,675	90,638	31,963	2,164

○全ての施設を現状のまま保有し続け、改修・更新した場合に要する経費を試算しています。

○耐用年数経過時に単純更新した場合の金額は、構造別に概ねの法定耐用年数で算出しています。

○今後10年に積み残しが集中するため、今後40年の見込み額から10年平均を求めると、長寿命化した場合の経費が50,728百万円、単純更新した場合の経費が55,278百万円で、長寿命化による効果額は4,550百万円となります。

○財源見込みとしては、基金や国・県の補助金、地方債を活用します。

今後の経費見込み（長寿命化）の試算条件

・更新周期

構 造	更新（建替え）	大規模改修	中規模改修
鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造	80年	40年	20年 60年
鉄骨造	60年	—	30年
木造、その他	50年	—	—

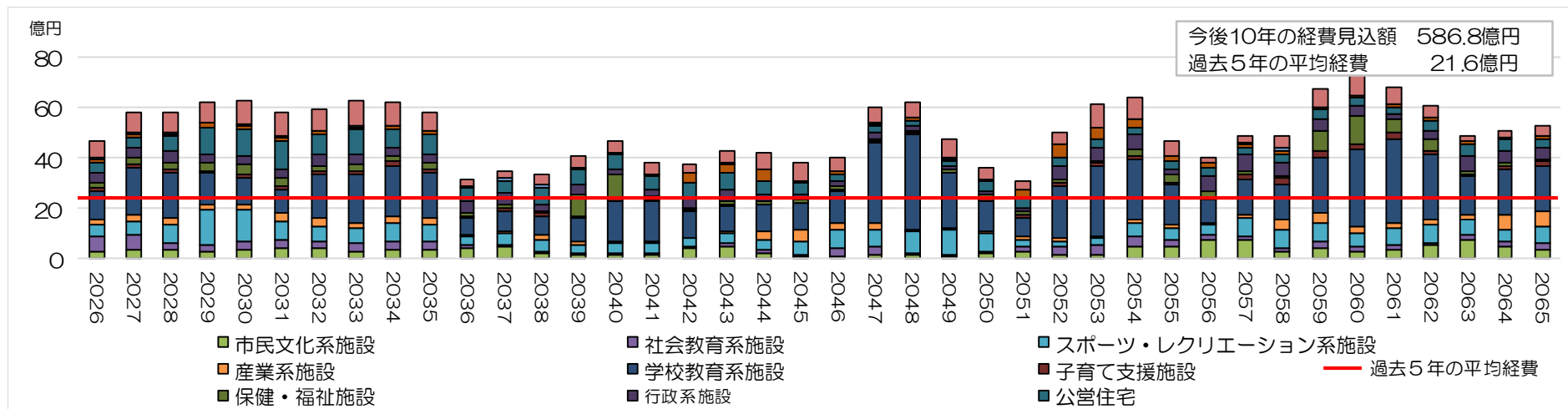
※積み残しは直近10年に按分して計上

・設定単価

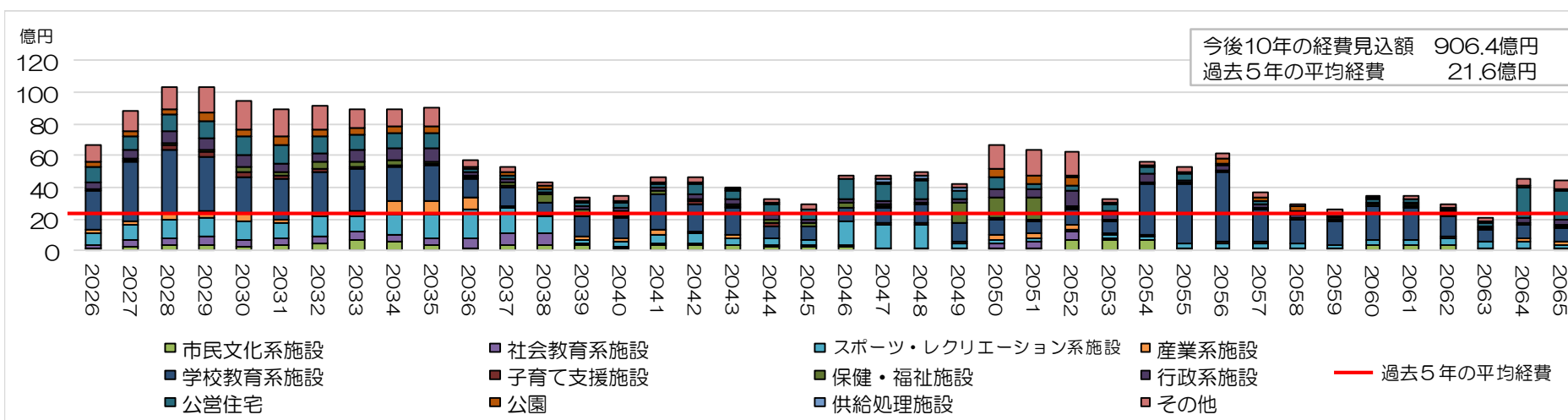
維持管理・修繕費 5,000円/㎡（年間）

施 設 類 型	更新（建替え）	大規模改修	中規模改修
市民文化系、社会教育系、産業系、 行政系施設	48.3万円/㎡	16.9万円/㎡	12.1万円/㎡
スポーツ・レクリエーション、 保健・福祉、供給処理施設、その他	43.5万円/㎡	16.9万円/㎡	12.1万円/㎡
学校教育系施設	39.9万円/㎡	20.6万円/㎡	7.3万円/㎡
子育て支援施設	39.9万円/㎡	20.6万円/㎡	12.1万円/㎡
公営住宅	33.8万円/㎡	14.5万円/㎡	7.3万円/㎡
公園	39.9万円/㎡	14.5万円/㎡	7.3万円/㎡

■【グラフ 4-1-1】将来の対策経費の推計（公共施設（ハコモノ）（一般会計））（長寿命化）



■【グラフ 4-1-2】将来の対策経費の推計（公共施設（ハコモノ）（一般会計））（単純更新）



②インフラ資産

(百万円)

	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (⑤-④)	現在要してい る経費(過去5 年平均(年額))
インフラ (道路)	190	882	0	1072	1750	678	56

○道路については舗装の個別施設計画で対象としている部分です。

○道路の耐用年数経過時に単純更新した場合の金額は舗装の個別施設計画で算出した、40年間の平均額から算出しています。

○道路全体に係る経費をこの数値から試算すると、維持管理・修繕、改修、更新にかかる費用は約64.3億円/10年、耐用年数経過時に単純更新した場合は約115.9億円/10年、その差額51.6億円/10年となります。現在要している経費(過去5年平均(年額))は約6.2億円/年です。

○財源見込みとしては、基金や国・県の補助金、地方債を活用します。

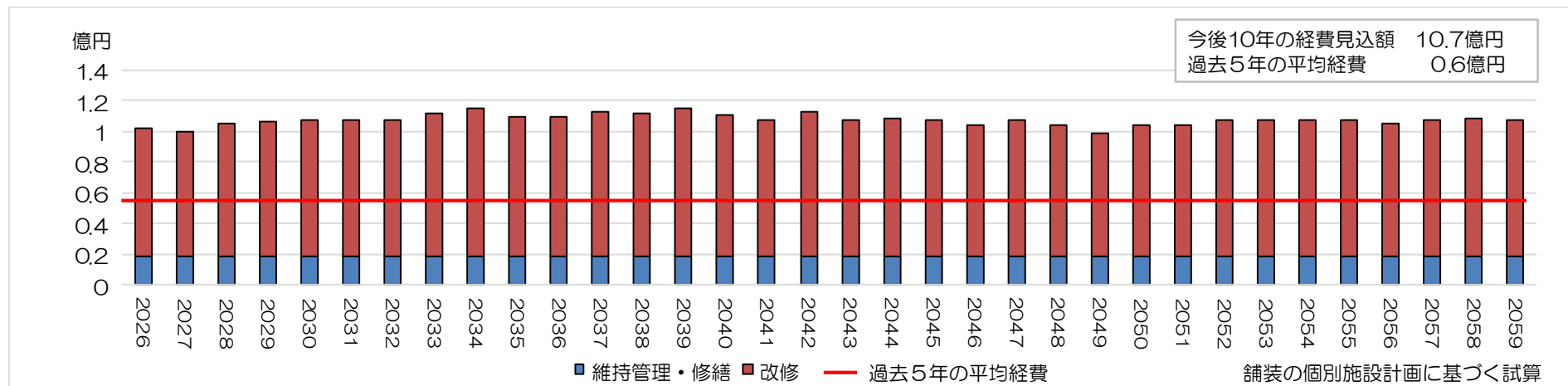
(百万円)

	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (⑤-④)	現在要してい る経費(過去5 年平均(年額))
インフラ (橋りょう)	300	425	357	1,082	7,704	6,622	175

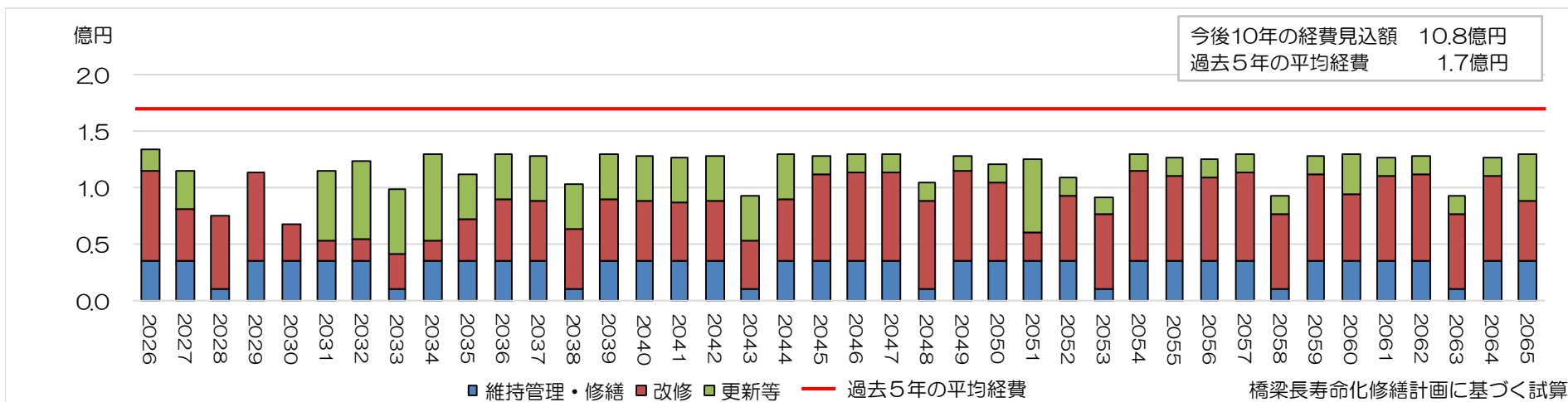
○橋りょうの耐用年数経過時に単純更新した場合の金額は、橋梁長寿命化修繕計画で算出した、50年間の平均額から算出しています。

○財源見込みとしては、基金や国・県の補助金、地方債を活用します。

■【グラフ 4-1-3】将来の対策経費の推計（舗装（個別施設計画対象路線））



■【グラフ 4-1-4】将来の対策経費の推計（橋りょう）



(2) 特別会計

① 公共施設（ハコモノ）

（百万円）

	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (⑤-④)	現在要してい る経費(過去5 年平均(年額))
建築物	229	0	922	1,151	1,877	726	24

○公設卸売市場、大滝国民健康保険診療所、三峰駐車場の建築物が対象です。

○財源見込みとしては、自主財源や一般会計からの繰入れ、国・県の補助金、地方債を活用します。

(3) 公営企業会計

① 公共施設（ハコモノ）

（百万円）

	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (⑤-④)	現在要してい る経費(過去5 年平均(年額))
建築物	184	0	6,356	6,540	6,747	207	34

○市立病院の建築物が対象です。

○主要な建物が個別施設計画における目標使用年数（50年）を迎える今後20年の期間で試算を行っています。更新（建替え）の試算単価には病院事業債の地方財政措置上用いられる建築単価 59 万円／㎡を使用しています。

○耐用年数経過時に単純更新した場合の金額は、法定耐用年数で算出しています。

○財源見込みとしては、自主財源や一般会計からの繰入れ、国・県の補助金、地方債を活用します。

② インフラ資産

（百万円）

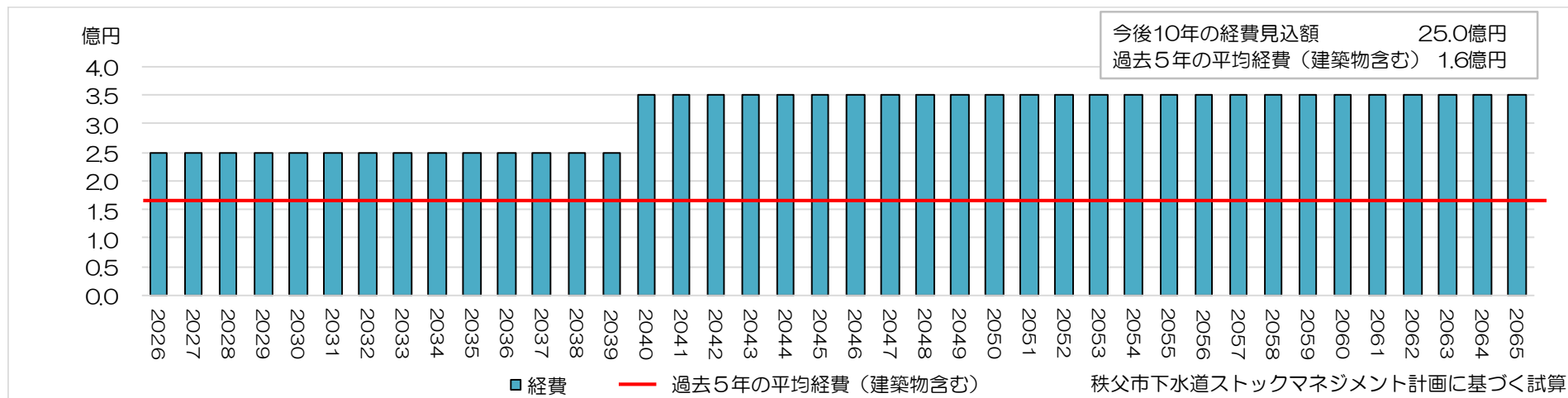
	維持管理・ 修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (⑤-④)	現在要してい る経費(過去5 年平均(年額))
インフラ	0	0	4,630	4,630	8,285	3,655	224

○下水道と農業集落排水の施設が対象です。

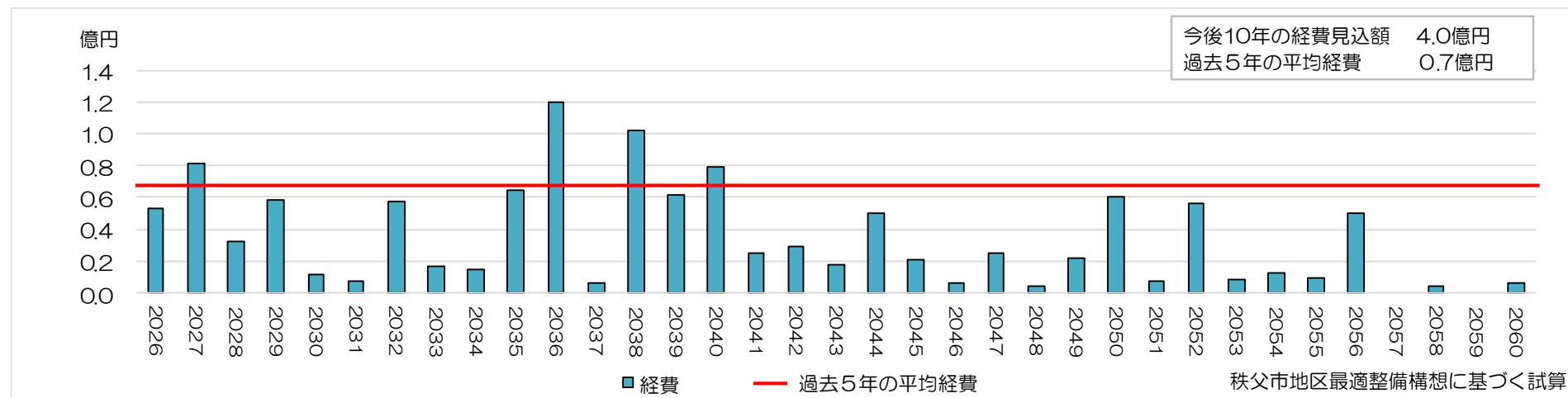
○維持管理・修繕と改修、更新等を区別することが困難であるため更新等に金額を計上しています。

○財源見込みとしては、自主財源や一般会計からの繰入れ、国・県の補助金、地方債を活用します。

■【グラフ 4-1-5】将来の対策経費の推計（下水道（管路））



■【グラフ 4-1-6】将来の対策経費の推計（農業集落排水）



6. 過去の対策実績

過去に行った対策の一例は次のとおりです。

(1) 長寿命化改修

実施年度	対象施設	対策内容
令和元年度（2019年度）	尾田蒔中学校校舎	大規模改修
令和3年度（2021年度）	荒川西小学校校舎	大規模改修
令和4年度（2022年度）	影森中学校校舎	大規模改修
	高篠中学校校舎	大規模改修
令和6年度（2024年度）	日野田保育所	大規模改修
	南小学校校舎	大規模改修

(2) 統廃合

実施年度	対象施設
平成26年度（2014年度）	高篠保育所
平成28年度（2016年度）	原谷保育所
	花ノ木市営住宅（5戸）
令和元年度（2019年度）	日野田二瀬住宅（6棟）
	中宮地市営住宅
	野坂二瀬住宅
	市営久長団地（7棟）
令和2年度（2020年度）	荒川幼稚園
令和5年度（2023年度）	野坂市営住宅
	金室市営住宅
	堂ノ前市営住宅
令和6年度（2024年度）	影森保育所
	久那幼稚園

(3) 複合化・転換

平成29年度（2017年度）

大滝総合支所と大滝公民館、市立図書館大滝分館を旧大滝中学校に移転し、旧大滝中学校を複合施設化。

平成30年度（2018年度）

宮地児童館を下郷福祉交流センターに移転、下郷児童館に名称変更。

令和6年（2024年）

大滝国民健康保険診療所を大滝総合支所内に移転。

(4) 広域化

平成 28 年度（2016 年度）

当市と他 4 町の水道事業を統合、秩父広域市町村圏組合の事務へ広域化。

令和 5 年度（2023 年度）

当市と他 4 町のし尿処理事業を統合、秩父広域市町村圏組合の事務へ広域化。

(5) その他

令和 2 年度（2020 年度）

星の子教室とふぁいん・ユーを社会福祉法人に事業譲渡。

(6) 普通会計（一般会計）ハコモノの削減状況の推移

和暦 (年度)	西暦 (年度)	延べ床面積 (㎡) ※年度末データ	対前年面積比較 (㎡)	面積増減累計 (㎡) (H29年度末基準)	削減率 (%) (H29年度末基準)
H29	2017	339,041.23			
H30	2018	337,480.75	-1,560.48	-1,560.48	0.46%
R1	2019	337,434.94	-45.81	-1,606.29	0.47%
R2	2020	337,144.10	-290.84	-1,897.13	0.56%
R3	2021	335,250.17	-1,893.93	-3,791.06	1.12%
R4	2022	338,626.35	3,376.18	-414.88	0.12%
R5	2023	334,815.95	-3,810.40	-4,225.28	1.25%
R6	2024	332,206.70	-2,609.25	-6,834.53	2.02%

7. 計画推進に向けて

(1) 市民との協働

不特定多数の市民が利用しない施設については、町会やNPO等に維持管理を依頼ができないか、状況によっては譲渡等を行うことができないかを検討し、それらの団体に協力を要請していきます。

また、FMに対する市民意識醸成のために効果的なコミュニケーション手法の検討を行い、ワークショップやシンポジウム等の開催、その他、普及啓発活動をしていきます。その際、公共施設に関しては、FM推進課、インフラ資産に関しては各所管課が中心となって、市民に理解を深めていただくよう、実施するものとしします。

(2) 議会の同意と参画

この計画の実施にあたり、市民生活に一定の影響を与えることが予想されるため、計画の趣旨について議会の同意を得て進めていきます。また、長期間にわたる計画でもあることから、この計画を議決事件として議会の議決を求め、行政と共にこの課題へ取り組んでいただきます。

(3) PPP／PFIの活用

公共施設等の整備・更新などの際は、民間のノウハウや資金等が活用できないか情報収集に努め、コスト削減を図りながら、効率的、効果的な施設管理運営を目指していきます。

(4) 他団体等との連携

公共施設の状態や利用状況等を勘案し、ちちぶ定住自立圏の1市4町における公共施設の相互利用について、必要に応じた措置を講じていきます。

さらに、国、県の公共施設や民間施設の利用も検討します。

また、水道事業やし尿処理事業を秩父広域市町村圏組合の事務としたように、事業自体の広域化も視野に入れます。

(5) 公会計との連携

国から示された「統一的な財務書類等の作成基準」による固定資産台帳を財政部門で整備しました。

今後、庁内で連携体制を構築し、公共施設等の総合的な管理への活用を考えていきます。

秩父市公共施設等総合管理計画

平成 27 年（2015 年）12 月	初版
平成 31 年（2019 年） 3 月	二訂版
令和 4 年（2022 年） 3 月	三訂版

秩父市財務部 F M 推進課